

# 山口県報

平成 26 年  
7月22日  
(火曜日)

## 目 次

- 訓令  
山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課)……………
- 告示  
道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………
- 公告  
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………
- 山陽小野田都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………
- 公安委公告  
一般競争入札の実施……………

## 山口県訓令第7号



山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程(昭和五十五年山口県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の4の表ぼうさいあとの項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。



## 山口県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路 線 名 西岐波吉見線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市今村北三丁目一四六二の一三 地先から 同市大字西岐波字高清水五二〇七の 一地先まで	最狭 三二・七〇	最広 三五・八二	一五七・三	道路改良工事の 完了による。	

## 山口県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課

において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県 西岐波吉見道	宇部市今村北三丁目一四六二の一三地区先から 同市大字西岐波字岩上五一八八の八地先まで	平成二十六年七月 二十三日

山口県告示第二百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称  
石宗地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号  
と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祿 市	於 福 町 下	石 萩 石 宗 原 宗	三三六〇 一五一九 一四八七 一四八七 一四九三 一四九四 三三六七	一 号 二 号 三 号 四 号 五 号 六 号 七 号



(二四二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査  
の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を 行った者の 名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山陽小野田 市	平成二十四年五月十一日から 平成二十六年二月四日まで	山陽小野田市地籍 簿	大字小野田、大字西沖及び 大字通一丁目の各一部

二 認証年月日

平成二十六年七月二十二日

(二四三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお  
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年八  
月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆  
の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 心の灯会  
代 表 者 の 氏 名 長岡加住子  
主たる事務所の所在地 光市光井九丁目八番一八号

三 定款に記載された目的  
心に悩みを持つ者に対し、相談・支援活動を行うことにより、精神の健康の維持増進を図り、幸せや満足を実感できる家庭と地域社会の実現に寄与すること。

(二四四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ピュアハーモニー

代表者の氏名 宮川 芳恵

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出二丁目七番一―号

三 定款に記載された目的

子供や障がい者、高齢者の心身の健康促進をはじめ、ストレス等による心の不調和から来る自律神経の乱れや、引きこもり、うつ等の心の状態をも改善するために、エネルギー療法を導入した音楽やダンス等を通し、自己発揮を促すことで、多くの人々の心身の健康と、自立心の育成を図る活動を広く推進していくこと。

(二四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NPOお成り道ねっと

代表者の氏名 清水 明人

主たる事務所の所在地 萩市大字東田町五八番地の二

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ひまわり

代表者の氏名 小林 澄江

主たる事務所の所在地 長門市油谷伊上二二三八番地

(二四六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人虹のかけ橋

代表者の氏名 岩佐 光恵

主たる事務所の所在地 光市室積松原一七番一―号

(二四七) 山陽小野田都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山陽小野田

都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

平成二十六年八月十二日(火曜日)午後六時三十分

二 開催の場所

山陽小野田市中央二丁目三番一号

山陽小野田市商工センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する山陽小野田市計画道路三・四・四新開作二軒屋線

次のとおりとする。

(二) 変更する山陽小野田市計画道路三・五・七小野田須恵線

次のとおりとする。

(三) 変更する山陽小野田市計画道路三・四・八小野田高千帆線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十六年八月五日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十六年八月五日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―

三三三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号

山陽小野田市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

運転免許電子ファイリングシステム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十六年七月二十二日から同年九月三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県警察本部交通部運転免許課
  - (三) 受領期限  
平成二十六年九月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年九月三日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
  - (二) 日時  
平成二十六年九月三日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 契約保証金  
免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三二一九〇〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
  - (2) Nature and quantity of the products to be leased: Electronic filing system for driver's licenses
  - (3) Term of use: From January 1, 2015 to December 31, 2019
  - (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogoori-shimogou, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
  - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 2, 2014  
(If brought in person: 10:00 A.M. September 3, 2014)

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる物品等の借入れ
  - (一) 物品等の名称及び数量
  - ICカード化運転免許証追記端末装置 一式
  - (二) 物品等の特質等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 使用期間
  - 平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間
  - (四) 使用場所
  - 山口県総合交通センターほか二十五箇所
- 二 入札参加資格
  - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
  - (四) 平成二十六年七月二十二日から同年九月三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
  - 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
  - 山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
  - 山口県警察本部交通部運転免許課
- (三) 受領期限
  - 平成二十六年九月二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十六年九月三日午前十一時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所
    - 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
  - (二) 日時
    - 平成二十六年九月三日午前十一時
- 七 入札保証金
  - 免除する。
- 八 無効入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
  - 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者
    - 山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
    - 日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否
    - 要
  - (四) 契約保証金
    - 免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）に問い合わせるよう。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Recordable IC driver's license terminal

(3) Term of use: From January 1, 2015 to December 31, 2019

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center and other 25 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogou, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 2, 2014

(If brought in person: 11:00 A.M. September 3, 2014)

平成二十六年七月二十二日  
印刷發行

發行人所

山口県知事